

医療的ケアが必要な児童・生徒等への支援について

1 概要

従来、区教育委員会では、日常生活及び社会生活を営むため医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童・生徒等に対しては、安全を第一に、教育学的・医学的見地から、都立特別支援学校等への就学を案内してきた。

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立したことで、国及び地方公共団体等は医療的ケアが必要な児童・生徒等への適切な支援が求められることとなった。

これを踏まえ、板橋区立小中学校等においても、医療的ケアが必要な児童・生徒等が安心して学校生活を送れるよう、令和5年度より看護師の配置等を実施し教育環境の整備を行っていく。

2 支援対象とする医療的ケアの内容（令和5年度）

内容		
喀痰吸引	導尿	経管栄養
インスリン注射	その他教育委員会が認めるもの	

初年度にあたる令和5年度は、医療的ケアが必要な時間帯に看護師を配置するスポット対応可能な医療的ケアを実施していく。その後、実施状況を精査した上で、ケア範囲の拡大も含めて制度のあり方について検討していく。

3 受入れ判定及び実施体制（別図）

申請に基づき医療的ケア児検討会（判定会議）を実施、受入れの可否判定を行う。

4 対応範囲

区立幼稚園、区立小学校、放課後対策事業（あいキッズ）、区立中学校

5 医療的ケアの実施者

看護師配置事業受託事業者

6 あいキッズにおける受入れについて

令和5年度の受入れ対象者は、医療的ケア児検討会（判定会議）にて受入れが決定した区立小学校在籍児童とする。

※受入れ対象者の拡大については、今後、ニーズ調査等を踏まえ検討していく。

7 事業費（令和5年度）

55,586千円

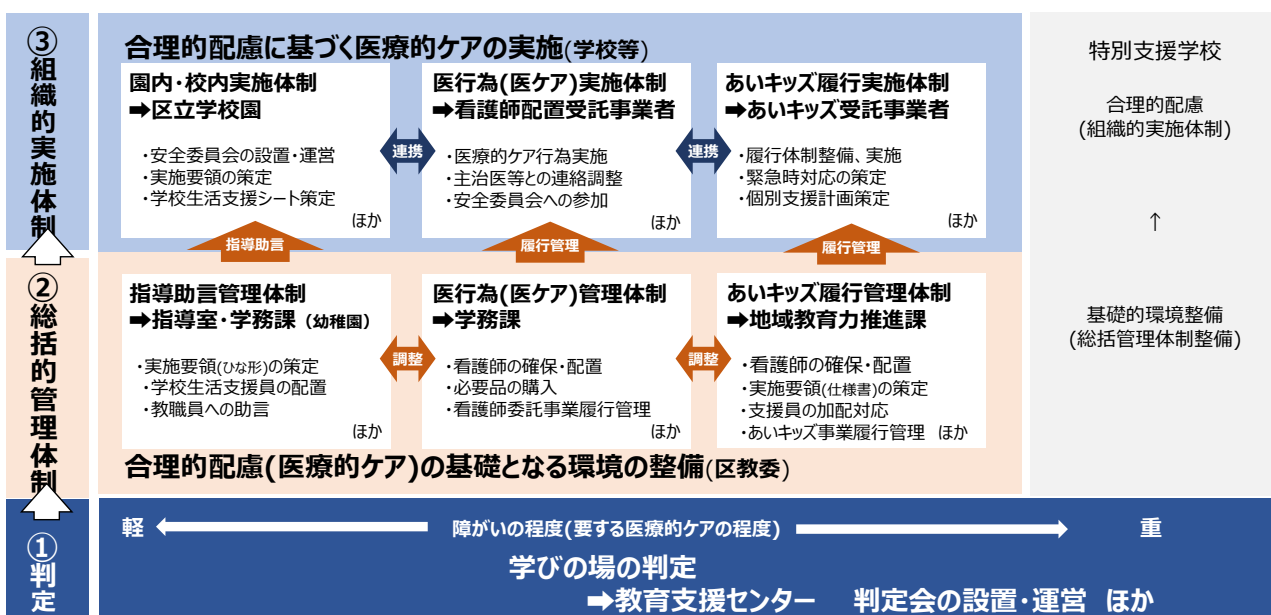
【内訳】

(1) 看護師配置事業委託料	<u>54,835千円</u>
(2) 環境整備のための消耗品費	<u>605千円</u>
(3) 医療的ケア児判定会指導医報酬	<u>146千円</u>

8 今後のスケジュール

3月7日 医療的ケア児検討会（令和5年度入学児童等に関する判定会）

4月1日以降 医療的ケア実施



特別支援学校

合理的配慮
(組織的実施体制)



基礎的環境整備
(総括管理体制整備)

令和3年9月17日付け3文科初第1071号文部科学省初等中等教育局長通知「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について(通知)」

- ・児童生徒の就学先は、本人・保護者の意向を可能な限り尊重しながら、総合的な観点から市区町村教育委員会が決定
- ・教育委員会は、看護師の確保・配置など、総括的な管理体制を構築
- ・学校園等は、安全委員会(校内委員会)の設置など、組織的な実施体制を構築
- ・看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等が連携協力